

財形保険(ニッセイ財形住宅及びニッセイ積立型財形年金)における 育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置について

育児休業等取得に伴う特例措置(概要)

- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第145号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年財務省令第28号)が平成27年4月1日から施行されます。これに伴い、財形保険(ニッセイ財形住宅及びニッセイ積立型財形年金)に対して育児休業等取得に伴う特例措置が導入されます。
- 財形保険(ニッセイ財形住宅及びニッセイ積立型財形年金)の契約者について、最後に保険料が払込まれた日から2年を経過する日までに保険料のお払込みを再開されない場合は、解約となります。その場合は課税扱となります。今回の制度改正により平成27年4月1日以降に3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、所定の申告書を提出することにより、保険料払込の中断期間が2年を超えるときも利子等の非課税措置を受けたまま、ご契約を継続することができるようになります。

よくあるご質問

Q1. どのような書類(上記の「所定の申告書」)をいつまでに提出する必要がありますか？

- A1. 「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書」(以下、「育児休業等申告書」といいます。)を育児休業等開始日前に勤務先を経由して当社へ提出ください。
なお、「育児休業等申告書」に記載すべき育児休業等の開始日は、産前休業、産後休業、育児休業のいずれの開始日であっても差し支えないですが、その選択した開始日までに提出が必要です。

Q2. 育児休業等期間とは、いつまでですか？

- A2. 子の3歳の誕生日前日までです。

Q3. 育児休業中に、育児休業等期間が変更になった場合はどうしたらいいですか？

- A3. 「育児休業等申告書」を提出後、育児休業等の期間を変更される場合、変更前、変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」を提出ください。

Q4. 職場復帰後はすぐに保険料の払込みの再開が必要ですか？

- A4. 必要です。
育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されない場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくことになります。

Q5. 今回の特例措置は既契約者(平成27年3月31日以前に契約を締結している契約者)にも適用されますか？

- A5. 適用されます。
ただし、H27年4月1日(施行日)以前に育児休業等を開始されている方は対象とはなりません。